

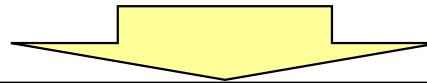
四国地方整備局
第8回 胴川流域学識者会議資料

肱川水系河川整備計画の点検について

国土交通省 四国地方整備局
愛媛県

肱川水系河川整備基本方針と河川整備計画

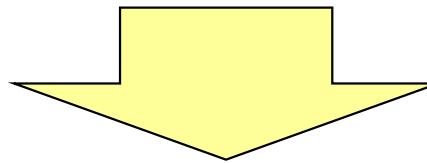
肱川水系河川整備基本方針 平成15年10月策定



肱川水系河川整備計画の策定 平成16年5月策定

平成27年9月 関東・東北豪雨発生

平成30年7月豪雨発生



肱川水系河川整備計画の点検（学識者会議） 平成30年10月

【近年の洪水の発生状況】

平成30年7月洪水により極めて甚大な被害が発生

【まとめ】

■甚大な被害の発生した平成30年7月洪水の大洲第二観測所における流量規模は、ダムによる洪水貯留をせず、また氾濫がなかった場合に、現時点の速報値で6,200m³/s程度と推定されることから、施設の能力を上回る洪水等への対応を検討する必要がある。また、河川改修の進捗に合わせて適宜ダム操作の検討が必要であることを確認。



肱川水系河川整備計画変更 令和元年12月策定

事業の進捗、新たな視点により



肱川水系河川整備計画変更 令和4年6月策定

気候変動を踏まえた、計画の見直し

肱川水系河川整備基本方針変更 令和5年8月策定

河川整備計画の点検及び変更の位置づけ

◆河川整備計画は当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行うものである。

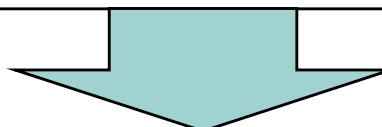
肱川水系河川整備計画－P. 102

3. 河川整備の目標に関する事項

3. 3 河川整備計画の対象期間等

本河川整備計画は、長期的な河川の目標である肱川水系河川整備基本方針の達成に向けた段階的な整備のための当面の具体的な河川整備に関する事項についての計画として定められるものであり、その対象期間は概ね 30 年とする。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況変化や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜計画の見直しを行うものである。



見直しの必要性も含め、定期的に進捗を確認するため、河川整備計画の点検を実施。



四国地方整備局は必要に応じて河川整備計画の変更を実施。

河川整備計画点検の手法

《点検の手法》

- ◆点検の実施にあたり第三者の意見を求める場として、各河川に精通している学識経験を有する者から構成される「肱川流域学識者会議」を設置し、意見を聞くものとする。
- ◆学識者会議は、原則公開で行うものとし、議事録については公表する。

《点検の内容》

- ◆河川整備の進捗、計画を変更しうる新たな視点を有するかを適宜検討し、点検を実施する。

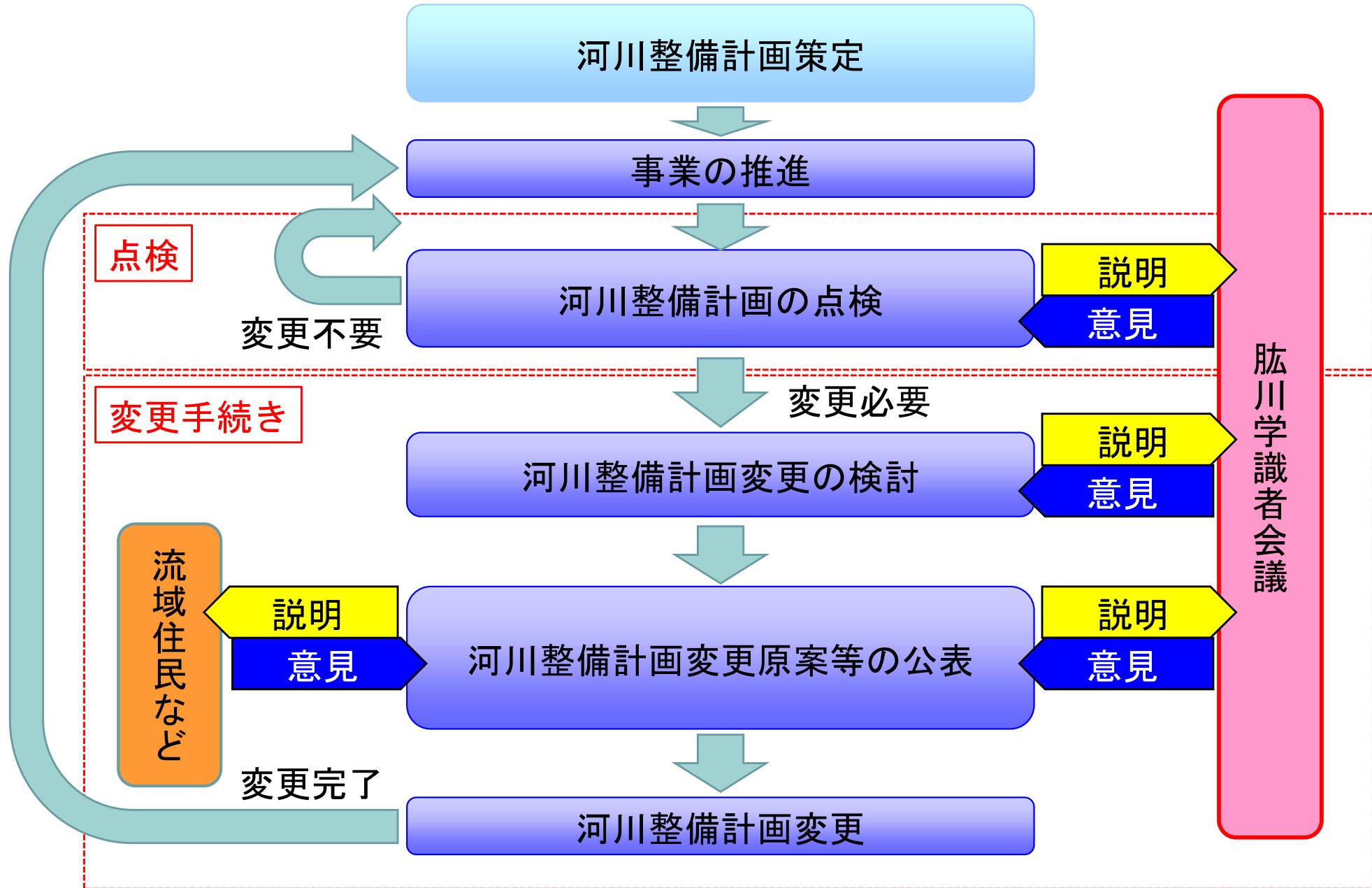
【点検の内容】

- 1) 流域の社会情勢の変化(土地利用や人口・資産等の変化、近年の災害発生の状況等)
- 2) 地域の意向(地域の要望事項等)
- 3) 事業の進捗状況(事業完了箇所、事業中箇所の進捗率等)
- 4) 事業の進捗の見通し(当面の段階的な整備の予定等)
- 5) 河川整備に関する新たな視点(施設の能力を上回る洪水等への対応)等

《変更の必要性の判断》

- ◆河川整備計画の点検時における学識者会議において、変更が必要との意見があった場合、四国地方整備局が当該意見を検討のうえ、変更の必要性を判断する。

河川整備計画点検及び変更の流れ



肱川河川整備計画点検の進め方

学識者会議による点検項目

【点検項目】

1. 流域の概要

2. 流域の社会情勢の変化

2. 1 地域開発状況の変化

2. 2 近年の洪水被害状況

2. 3 つなごう肱川プロジェクト

3. 地域の意向

3. 1 地域の要望事項

4. 事業の進捗状況

4. 1 河川整備計画のメニュー

4. 2 主なメニューの進捗状況等

5. 事業進捗の見通し

5. 1 今後の整備予定

6. 河川整備に関する新たな視点

6. 1 気候変動を踏まえた計画の見直し

6. 2 流域治水

7. 河川整備計画の点検結果

7. 1 点検結果のとりまとめ

7. 2 今後の進め方